

●香川県告示第447号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成19年9月14日

香川県知事 真鍋武紀

- 1 指定番号 中土指道 第11号
- 2 指定年月日 平成19年9月6日
- 3 指定道路の位置 善通寺市中村町字不動849、851-1、851-2及び同地先農道・水路
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 6.00メートル
延長 41.71メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。